

近世初期にみる二体「節用集」漢字字体の規範

徐 茂 峰

1. はじめに

近世初期¹⁾は、一方では宣教師と天皇、武家の手による活版印刷の普及、他方では寛永から次第に復興発達して来た整版印刷の隆盛により、かつてないほど書物の出版が盛んになった。写本が独占的な時期には、文字の使用字体がよく言えば自由闊達であって、何か規範化を考える面が希薄であったのに対して、活字本、板本が一般化するとともに、従来、あまりにも意識されていない文字字体の規範化に関心が払われるようになり、文字の字体が規範化される傾向が生じてくる。本稿では近世初期に刊行の先後関係をもつ〈行草体〉と〈楷書体〉を二列併記する二体「節用集」6本を取り上げ、行草体に対して当てられた楷書体の漢字字体²⁾に焦点を当て、『易林本節用集』から派生した二体「節用集」が、字体規範の面において『易林本節用集』からどのような方向へ変わってゆくかを考察する。

2. 調査の方法

本稿では次のような方法に従って調査を進めていく。

- (1) 近世初期に刊行された二体「節用集」から一定の基準(後述)により、6本を選ぶ。
- (2) 調査の漢字がイ部言語門の単字に限定し、その条件のもとに『易林本節用集』と6本の間に共通する字種を選び出し、用例字とする。
- (3) 『易林本節用集』と6本に共通する各字種の掲出字体に注目し、異同の分類を行う。
- (4) (3)で分類された各字体が近世において、どのように位置づけられるか(正体、俗体など)を基本的に近世に刊行された日本の辞書及び近世によく利用される中国の辞書を調べる。
- (5) 最後に個別的に『易林本節用集』と6本の各本における字体の規範を把握し、近世初期に刊行された二体「節用集」の字体規範が『易林本節用集』からどのよ

(2)

うな方向へ進んでゆくかを捉える。

3. 調査の二体「節用集」及び調査漢字

3.1. 調査の二体「節用集」

慶長16年刊の『節用集』³⁾をはじめ、近世初期に数多くの二体「節用集」が刊行された。佐藤(2009)の「近世節用集刊行年表稿」にその一端が窺える。本稿では、この「近世節用集刊行年表稿」にしたがって、近世初期という期間内に刊行された6本の二体「節用集」を主たる資料として使用する。選定は「一つの時期に拘泥せず、近世初期の各時期にまたがるテキストを収集する。そして、各時期の最初の刊年のもののみを対象とする。」という条件のもとで行った。以下にこの6本の二体「節用集」を示しておく。諸本に通し番号を付し、以降、番号をもって各二体「節用集」を表示する⁴⁾。

- ① 慶長16(1611)年『節用集』(烏丸通二条二町上之町刊本。初の真草二行体。寿閑本に楷書体表示を追加)刊
- ② 元和・寛永初年頃『二体節用集』刊(横本)⁵⁾
- ③ 寛永6(1629)年『二体節用集』刊(横本)⁶⁾
- ④ 寛永15(1638)年『真草二行節用集』(西村又左右衛門版・無書肆版)刊⁷⁾
- ⑤ 正保3(1646)年『真草二行節用集』(仲秋版)刊
- ⑥ 慶安3(1650)年『真草二行節用集』刊

3.2. 調査字種の選定

『易林本節用集』と二体「節用集」所収のすべての語彙にわたる調査が望まれるが、今回は大局的な見直しをつけることを目的とし、イ部の言語門の単字に限定して標本調査を進めていく。手始めに、諸本のイ部の言語門に載録されている単字数の比較を【表1】で報告する。

【表1】『易林本節用集』と二体「節用集」6本との単字数の比較⁸⁾

諸本	刊年	単字数
『易林本節用集』	慶長2年	104
①	慶長16年	103
②	元和・寛永初年頃	65
③	寛永6年	65
④	寛永15年	63
⑤	正保3年	63
⑥	慶安3年	63

【表1】に示したように、『易林本節用集』と①の単字数に大差は見られないが、単字数の収録において両者は他の5本をはるかに凌いでいる。②③、④⑤⑥が同じ単字数を有している。『易林本節用集』の単字を基本に据え、『易林本節用集』と6本に共通する字種を数えると、63字種あるという結果が得られる。『易林本節用集』内の配列順に挙げると、以下のとおりである。字種は現行の字体で挙げる。

《綺》《熟》《活》《祈》《禱》《到》《噴》《忙》《詐》《偽》《悵》《劬》《去》《没》《淪》
《盛》《憤》《寐》《寢》《乃》《煩》《痛》《傷》《諫》《勇》《營》《禁》《忌》《厭》《祝》
《訶》《謂》《云》《戴》《急》《懷》《聊》《尠》《争》《出》《致》《否》《況》《遑》《古》
《今》《威》《勢》《徒》《愈》《彌》《軍》《師》《奈》《何》《孰》《雖》《未》《最》《虜》
《盍》《緝》《生》

以上の63字種を考察の用例字として取り扱う。

4. 『易林本節用集』と6本における63字種の掲出字体について

『易林本節用集』と6本に共通する字種が63存在するが、1字種ごとに『易林本節用集』と6本における掲出字体の異同に注目して比較すると、まず大まかに以下の2つのグループに分けられる。

▲第一グループ

『易林本節用集』と6本が一貫して同じ字体を使用するもの→30字種

▲第二グループ

『易林本節用集』と6本が一貫して同じ字体を使用しないもの→33字種

(4)

4. 1. 第一グループにみる 30 字種の字体

第一グループに分類された 30 字種は『易林本節用集』から⑥まで、一貫する字体が用いられるものである。以下、「字種:字体」という形でそれぞれ挙げる。

《活》:〔活〕 | 《析》:〔析〕 | 《到》:〔到〕 | 《忙》:〔忙〕 | 《詐》:〔詐〕
《勛》:〔勛〕 | 《去》:〔去〕 | 《淪》:〔淪〕 | 《盛》:〔盛〕 | 《乃》:〔乃〕
《煩》:〔煩〕 | 《營》:〔營〕 | 《禁》:〔禁〕 | 《忌》:〔忌〕 | 《訶》:〔訶〕
《云》:〔云〕 | 《戴》:〔戴〕 | 《尠》:〔尠〕 | 《争》:〔争〕 | 《否》:〔否〕
《況》:〔況〕 | 《古》:〔古〕 | 《徒》:〔徒〕 | 《愈》:〔愈〕 | 《彌》:〔弥〕
《軍》:〔軍〕 | 《何》:〔何〕 | 《最》:〔最〕 | 《盍》:〔盍〕 | 《生》:〔生〕

ただし、この 30 字種の中に文字特徴の数の少なさなど、本来字体にゆれが生じにくいものが含まれていると思われる。そこで『宋元以来俗字譜』を使用し、以上の 30 字種がそこに収録されているかどうかを確認し、未収録のものを除外する⁹⁾。30 字種の中で『宋元以来俗字譜』に収録されているのが線で囲んだ 10 字種であり、残りの 20 字種が未収録で、考察から外す。

以上、線で囲んだ 10 字種の掲出字体〔忙〕〔煩〕〔營〕〔戴〕〔争〕〔徒〕〔弥〕〔軍〕〔何〕〔最〕が近世においてどのような字体として位置づけられるかを基本的に近世に刊行された日本の辞書及び、近世期によく利用される中国の辞書で確認してみる。日本側の辞書として、杉本つとむ編『異体字研究資料集成』所収下記¹⁰⁾の 7 種の刊本の異体字辞書¹⁰⁾を用い、書肆情報は以下の【表 2】に示す。

【表 2】日本の 7 種刊本の書肆情報¹¹⁾

辞書名	著者	成立年代
『異体字弁』	中根元圭	元禄 5 年〔1692〕
『正俗字例』	洛東隠士	元禄 12 年〔1699〕
『省文纂攷』	松本愚山	享保 3 年〔1718〕
『刊謬正俗字弁』	響誉	寛延元年〔1748〕
『倭楷正訛』	太宰春台	宝暦 3 年〔1753〕
『同文通考』	新井白石	宝暦 10 年〔1760〕
『正楷字覽』	宇田谷	天保 5 年〔1834〕

それに加えて、中国側の辞書として、1615年梅膺祚編の『字彙』¹²⁾を用いる。付け加え、もし、調査の日中辞書に当該字体の価値が確認できない場合、当該字体を構成する部品の異体関係を調査する。それも見出せない場合、中国の俗字資料である『宋元以来俗字譜』と『敦煌俗字譜』に当該字体があるかどうかを確認する¹³⁾。中国俗字資料にも見出せない場合、その字体を保留扱いとする。当該10字体の字体認定の結果が【表3】のとおりである。

【表3】10字体の字体認定の結果¹⁴⁾

字種	字体	結果	字種	字体	結果
《忙》	〔忙〕	正	《煩》	〔煩〕	正
《營》	〔營〕	俗	《戴》	〔戴〕	正
《争》	〔争〕	正	《徒》	〔徒〕	正
《彌》	〔弥〕	保留 ¹⁵⁾	《軍》	〔軍〕	正
《何》	〔何〕	正	《最》	〔最〕	正

〔忙〕〔煩〕〔戴〕〔争〕〔徒〕〔軍〕〔何〕〔最〕は1本あるいは数本の辞書に正体とされている¹⁶⁾。〔營〕は、調査辞書の中に現れていないが、『字彙』と『正俗字例』に共通認定されている正体〔營〕と比べると、下部に「呂」となるべき部分が〔吕〕になっていることがわかる。〔吕吕〕が「正俗」の関係として『正楷字覧』¹⁷⁾と『正俗字例』に記載されている。これに準ずれば、〔營〕は〔營〕の俗体と見ることができるだろう。

4.2. 第二グループにみる33字種の字体

第二グループに分類された33字種は『易林本節用集』と6本が一貫して同じ字体を使用しないたぐいである。さらに『易林本節用集』の字体が6本のどれとも一致しない類型Ⅰ(15字種)と、『易林本節用集』が6本中の1本以上の字体と一致する類型Ⅱ(18字種)に分けられる。

4.2.1. 類型Ⅰに分類される15字種の字体

この類型に分類された15字種は、『易林本節用集』ののちに出る6本のどれとも字体が一致しないものである。字種ごとに6本の字体異同を整理した上で(同じ字体を1種類にまとめた)、『易林本節用集』との字体対比結果を【表4】に示した。『易』

(6)

は『易林本節用集』の略称で、字体の右下の番号は当該字体を掲出する二体「節用集」の番号である（以下、同）。

【表4】『易林本節用集』と6本の字体対比

番号	字種	『易』の字体	6本の字体			
			1種類	2種類	3種類	4種類
1	《綺》	〔綺〕	〔綺〕 ₁₂₃₄₅₆			
2	《没》	〔没〕	〔没〕 ₁₂₃₄₅₆			
3	《痛》	〔痛〕	〔痛〕 ₁₂₃₄₅₆			
4	《諫》	〔諫〕	〔諫〕 ₁₂₃₄₅₆			
5	《勇》	〔勇〕	〔勇〕 ₁₂₃₄₅₆			
6	《遑》	〔遑〕	〔遑〕 ₁₂₃₄₅₆			
7	《勢》	〔勢〕	〔勢〕 ₁₂₃₄₅₆			
8	《緝》	〔緝〕	〔緝〕 ₁₂₃₄₅₆			
9	《虜》	〔虜〕	〔虜〕 ₁	〔虜〕 ₂₃₄₅₆		
10	《熱》	〔熱〕	〔熱〕 ₁	〔熱〕 ₂₃	〔熱〕 ₄₅₆	
11	《禱》	〔禱〕	〔禱〕 ₁	〔禱〕 ₂₃	〔禱〕 ₄₅₆	
12	《威》	〔威〕	〔威〕 ₁₂	〔威〕 ₃	〔威〕 ₄₅₆	
13	《寢》	〔寢〕	〔寢〕 ₁₂	〔寢〕 ₃	〔寢〕 ₄₅	〔寢〕 ₆
14	《偽》	〔偽〕	〔偽〕 ₁₂₃	〔偽〕 ₄₅₆		
15	《傷》	〔傷〕	〔傷〕 ₁₄₅₆	〔傷〕 ₂₃		
15字体			27字体			

【表4】により、類型Iに分類した字種は1《綺》～15《傷》の15例を挙げられる。『易林本節用集』の後に刊行された6本の掲出字体に着目すると、統一した字体を使用しようとする方向性と幾種類もの字体を使用しようとする方向性が見られる。1《綺》、2《没》、3《痛》、4《諫》、5《勇》、6《遑》、7《勢》、8《緝》の8字種が1字体に収斂されていくのに対して、9《虜》、14《偽》、15《傷》の3字種が2字体、10《熱》、11《禱》、12《威》が3字体、13《寢》が4字体にまとめられる。

『易林本節用集』の計15字体と6本の計27字体がどのように位置づけられるかを調べた結果は【表5】のとおりである。

【表5】『易林本節用集』と6本の字体の認定結果

『易』の字体			6本の字体					
正 10字体	俗 2字体	保留 3字体	正 1字体	俗 16字体			保留 10字体	
〔綺〕〔諫〕	〔虜〕	〔沒〕	〔偽〕	〔沒〕〔諫〕	〔綺〕	〔虜〕〔虜〕	〔痛〕〔遑〕	
〔勇〕〔遑〕	〔偽〕	〔痛〕		〔勇〕〔勢〕	〔緝〕	〔勢〕〔禱〕	〔勢〕〔禱〕	
〔勢〕〔緝〕		〔傷〕		〔熱〕〔傷〕	〔禱〕	〔威〕〔威〕	〔威〕〔寢〕	
〔熱〕〔禱〕				〔傷〕			〔寢〕〔寢〕	
〔威〕〔寢〕							〔寢〕〔偽〕	

まず、『易林本節用集』の掲出字体の中に、正体に位置づけられた10字体は1本あるいは数本の辞書に正体とされている¹⁸⁾。俗体に位置づけられた2字体は、〔虜〕は『字彙』¹⁹⁾『正楷字覽』²⁰⁾に俗体と紹介されている。〔偽〕は調査資料の中に記されていないが、『字彙』に正体とされる〔偽〕と比べると、右部に〔爲〕となるべき部分が〔為〕になっていることがわかる。『正楷字覽』に〔爲〕を見出しに採用しており、注記に〈「為」ハ俗…〉とあることを参照すれば、〔偽〕が〔偽〕の俗体に該当しよう。

次に、6本の字体に、正体に位置づけられた〔偽〕は『字彙』にこの字体を正体としている。俗体に位置づけられた16字体の中に、以下の7字体は1本あるいは数本の辞書に俗体とされている。以下、当該字体を俗体とする辞書を挙げる。

- 〔沒〕：『字彙』²¹⁾『正楷字覽』²²⁾ 〔諫〕：『字彙』²³⁾『正俗字例』
 〔勇〕：『正俗字例』『正楷字覽』²⁴⁾ 〔勢〕：『倭楷正訛』『同文通考』²⁵⁾
 〔熱〕：『正俗字例』『字彙』²⁶⁾ 〔傷〕：『正俗字例』
 〔傷〕：『倭楷正訛』

〔綺〕〔緝〕〔禱〕の3字体は、いずれの辞書にも記されていない。〔綺〕は『字彙』に正体とされる〔綺〕と、〔緝〕は『字彙』に正体とされている〔緝〕と、〔禱〕は『字彙』に正体と扱われる〔禱〕と比べ、見られた差異及びこのような差異の部分が辞書にどのような関係として記されているかを以下の【表6】にまとめた。

(8)

【表6】3字体が正体と比べた差異及びこの差異部分の関係

〔綺〕	〔綺〕	左	糸→糸	『正楷字覧』：〔糸〕正、〔糸〕俗
		右	奇→奇	『異体字弁』『正俗字例』：〔奇〕正、〔奇〕俗
〔緝〕	〔緝〕	左	糸→糸	『正楷字覧』：〔糸〕正、〔糸〕俗
〔禱〕	〔禱〕	左	示→ネ	『正楷字覧』：〔示〕正、〔ネ〕俗
		右	壽→壽	『正楷字覧』：〔壽〕正、〔壽〕非

【表6】から、〔綺〕が〔綺〕の俗体、〔緝〕が〔緝〕の俗体、〔禱〕は〔禱〕の俗体に位置づけられよう。

〔虜〕〔虜〕〔𠂔〕〔禱〕〔威〕〔威〕の6字体は『宋元以来俗字譜』『敦煌俗字譜』の両資料あるいは一方に見られるので、俗体にも該当しよう。【表7】に両資料のこの6字体の所載状況を示しておく。「○」は当該字体があることを意味する。

【表7】『宋元以来俗字譜』『敦煌俗字譜』における6字体の所載状況

字体	『宋元以来俗字譜』	『敦煌俗字譜』
〔虜〕	○	○
〔虜〕	○	
〔𠂔〕	○	
〔禱〕	○	
〔威〕		○
〔威〕		○

4.2.2. 類型Ⅱに分類される18種の字体について

この類型に分類された18字種は、『易林本節用集』ののちに出る6本中の1本以上の字体と一致するたぐいである。字種ごとに6本間の字体の異同を『易林本節用集』系字体と非『易林本節用集』系字体に分けて整理し、さらに、非『易林本節用集』系の字体に見られる同じ字体をそれぞれ1種類にまとめ、整理したのが【表8】である。線で囲んだ〔寢〕〔素〕〔末〕はそれぞれ《寐》《奈》《未》の1字体として掲出されているが、いずれも別字種の字体なので、ここでは誤掲と考え、考察の範囲に入れない。

【表8】『易林本節用集』系と非『易林本節用集』系字体の対比

番号	字種	『易』系字体	非『易』系字体		
			1種類	2種類	3種類
1	《祝》	〔祝〕 _{易①}	〔祝〕 _{②③④⑤⑥}		
2	《今》	〔今〕 _{易①}	〔今〕 _{②③④⑤⑥}		
3	《致》	〔致〕 _{易①}	〔致〕 _{②③}	〔致〕 _{④⑤⑥}	
4	《悵》	〔悵〕 _{易①}	〔悵〕 _{②③}	〔悵〕 _{④⑤⑥}	
5	《寐》	〔寐〕 _{易①}	〔寐〕 _{②③}	〔寐〕 _{④⑤⑥}	
6	《噴》	〔噴〕 _{易①}	〔噴〕 _{②③}	〔噴〕 _④	〔噴〕 _{⑤⑥}
7	《懷》	〔懷〕 _{易①②}	〔懷〕 _③	〔懷〕 _{④⑤⑥}	
8	《急》	〔急〕 _{易①②③}	〔急〕 _{④⑤⑥}		
9	《聊》	〔聊〕 _{易①②③}	〔聊〕 _{④⑤⑥}		
10	《奈》	〔奈〕 _{易①②③}	〔素〕 _{④⑤⑥}		
11	《雖》	〔雖〕 _{易①②③}	〔雖〕 _{④⑤⑥}		
12	《師》	〔師〕 _{易①②③⑤}	〔師〕 _{④⑥}		
13	《厭》	〔厭〕 _{易①②③⑥}	〔厭〕 _④	〔厭〕 _⑤	
14	《未》	〔未〕 _{易①④⑤⑥}	〔未〕 _{②③}		
15	《憤》	〔憤〕 _{易①③④⑤⑥}	〔憤〕 _②		
16	《謂》	〔謂〕 _{易②③④⑤⑥}	〔謂〕 _①		
17	《出》	〔出〕 _{易④⑤⑥}	〔出〕 _{①②③}		
18	《孰》	〔孰〕 _{易④⑤⑥}	〔孰〕 _{①②③}		
18字体			22字体		

【表8】により、類型Ⅱに分類した字種は1《祝》～18《孰》の18例数えられる。『易林本節用集』系字体と非『易林本節用集』系字体をあわせて見ると、『易林本節用集』から二体「節用集」へ進行していく中、二つの傾向が見て取れる。一つは『易林本節用集』と同じ字体を掲出する二体「節用集」を見るが、およその傾向としては、後に出されるものは『易林本節用集』と異なる字体を挙げる。1《祝》～11《雖》の11字種がこのパターンに属する。1《祝》～6《噴》が①において、7《懷》が①②において、8《急》～11《雖》が①②③において、『易林本節用集』と同じ字体を掲出し、その以降のものが別の字体を挙げることになる。もう一つはやや複雑なありようを見せるが、『易林本節用集』から二体「節用集」へ改編されていく過程で、『易林本節用集』から次第に脱離していくのではなく、途中また『易林本節用集』と同じ字体を挙げたりする現象が生じている。12《師》～18《孰》がこの

(10)

パターンに属する。

非『易林本節用集』系の字体を見ると、統一した字体を使用しようとする方向性と幾種類もの字体を使用しようとする方向性も見られる。1《祝》、2《今》、5《寐》、8《急》、9《聊》、11《雖》、12《師》、15《憤》、16《謂》、17《出》、18《孰》が1字体、3《致》、4《悵》、7《懷》、13《厭》が2字体、6《嗔》が3字体にまとめられる。

『易林本節用集』系の18字体と非『易林本節用集』系の22字体がどのように位置づけられるかを調べた結果は【表9】のとおりである。

【表9】『易林本節用集』系と非『易林本節用集』系字体の認定結果

『易』系字体			非『易』系字体			
正 16字体	俗 2字体		正	俗 16字体		保留 ²⁷⁾ 6字体
〔祝〕〔悵〕〔寐〕 〔嗔〕〔懷〕〔急〕 〔聊〕〔奈〕〔雖〕 〔師〕〔厭〕〔未〕 〔憤〕〔謂〕〔出〕 〔孰〕	〔致〕	〔今〕	0	〔今〕〔致〕〔寐〕 〔懷〕〔急〕〔師〕 〔謂〕〔孰〕〔出〕	〔嗔〕〔嗔〕 〔聊〕〔厭〕 〔厭〕	〔致〕〔祝〕〔悵〕 〔雖〕〔帳〕〔嗔〕 〔懷〕〔憤〕

まず、『易林本節用集』系の掲出字体の中に、正体に位置づけられたこの16字体は1本あるいは数本の辞書に正体とされている²⁸⁾。俗体に位置づけられる〔致〕〔今〕に関しては、〔致〕は『正俗字例』『正楷字覧』²⁹⁾に俗体と紹介されている³⁰⁾。〔今〕は『敦煌俗字譜』に載録されている。

次に、非『易林本節用集』系字体の中に正体と認められるものは存在しない。俗体に位置づけられるこの16字体の中に以下の9字体が1本あるいは数本の辞書に俗体とされている。以下、当該字体を俗体とする辞書を挙げる。

〔今〕：『正俗字例』『倭楷正訛』

〔致〕：『正楷字覧』³¹⁾

〔寐〕：『正俗字例』『正楷字覧』³²⁾

〔懷〕：『正楷字覧』³³⁾

〔急〕：『正楷字覧』³⁴⁾

〔師〕：『正楷字覧』³⁵⁾

〔謂〕：『倭楷正訛』

〔孰〕：『正俗字例』

〔出〕：『字彙』³⁶⁾『正俗字例』『正楷字覧』³⁷⁾

〔嗔〕〔嗔〕〔聊〕〔厭〕〔厭〕の5字体はいずれの辞書にも見られない。〔嗔〕は『字彙』に正体とされる〔嗔〕と、〔嗔〕は、『字彙』に正体とされる〔嗔〕と、〔聊〕は、『字彙』に正体と認定される〔聊〕と、〔厭〕は、『字彙』と『正俗字例』に正体とされる〔厭〕と、〔厭〕は、『字彙』と『正俗字例』に正体とされる〔厭〕と比べ、見られた差異及びこのような差異の部分が辞書にどのような関係として記されているかを以下の【表10】にまとめた。

【表10】5字体が正体と比べた差異及びこの差異部分の関係

〔嗔〕	〔嗔〕	右	眞→真	『正俗字例』：〔眞〕正、〔真〕俗 『倭楷正訛』：〔眞〕正、〔真〕俗
〔嗔〕	〔嗔〕	右	眞→真	『倭楷正訛』：〔眞〕正、〔真〕俗 『異体字弁』：〔眞〕正、〔真〕俗
〔聊〕	〔聊〕	右	卯→卯	『正楷字覧』：〔卯〕正、〔卯〕俗
〔厭〕	〔厭〕	中	犬→大	『正俗字例』：〔臭〕正、〔臭〕俗 〔犬〕正、〔大〕俗とも考えられる
〔厭〕	〔厭〕	中	月→日	『倭楷正訛』：〔謂〕正、〔謂〕俗 〔月〕正、〔日〕俗とも考えられる
			犬→大	『正俗字例』：〔臭〕正、〔臭〕俗 〔犬〕正、〔大〕俗とも考えられる

【表10】から〔嗔〕〔嗔〕は〔嗔〕の俗体、〔聊〕は〔聊〕の俗体、〔厭〕〔厭〕は〔厭〕の俗体に位置づけられよう。

〔致〕〔雖〕の2字体は『敦煌俗字譜』に見られるので、俗体と見ることはできる。

5. 近世初期にみる二体「節用集」の字体規範

4.1節で『宋元以来俗字譜』未収録の20字種を除き、最終的に考察の対象となったのは『易林本節用集』と6本に共通する43字種である。この43字種の掲出字体の異同を整理した上で、各字体の位置づけを主に4.1節と4.2節で行った。保留と誤掲を除いた上で、諸本ごとに正体と俗体の占める割合を以下の【表11】にまとめた。小数点第2位を四捨五入した。

【表 11】 諸本ごとに正体と俗体の占める割合

		『易』	①	②	③	④	⑤	⑥
正	字体数	34	23	18	18	14	14	14
	割合 %	87.2	59.0	56.3	54.5	43.8	43.8	43.8
俗	字体数	5	16	14	15	18	18	18
	割合 %	12.8	41.0	43.8	45.5	56.3	56.3	56.3
保留	字体数	4	4	9	8	10	10	10
誤掲	字体数	0	0	2	2	1	1	1
総字体数		43	43	43	43	43	43	43

『易林本節用集』から派生した近世初期の二体「節用集」は如何なる字体規範を有するかは【表 11】の『易林本節用集』と諸本の正俗使用の割合から窺える。『易林本節用集』の所用字体は完全に正体に傾いており、俗体の使用は僅少である。それは多くの先学にも指摘されていた。①において正体の使用が俗体より多く見られるが、『易林本節用集』に見られた正体と俗体ほどの差ではない。正体の使用が6割ぐらいを占め、俗体がめきめき頭角を現し、4割若干を超える使用率が見られる。②③もその勢いで、正体の使用が次第に減りつつあり、俗体の使用が増していく。やがて④を境に、正体と俗体の交代が行われていることが明瞭によみとれる。⑤⑥においても、これと同じ傾向を示している。

総じて近世初期二体「節用集」の字体規範を言えば、漸進的に俗体が正体にすり替わっていく過程である。『易林本節用集』に離れれば離れるほど、俗体の使用は多くなると指摘できる。今回は、イ部の言語門の単字しか取り上げられていないため、見通しをつけるにとどめた。正体、俗体、保留、誤掲の用例数から、②③を②で、④⑤⑥を④で代表させることができる。高梨(1996a・1996b)、佐藤(2011)を参照すると、④(寛永15年『真草二行節用集』)の出版から寛文2年刊増補版『真草二行節用集』の出版までの24年間に刊行された『真草二行節用集』諸本では、本文の補訂が行われた程度で、大きな変化は見られないという。こうした論考も④⑤⑥の近縁関係を物語っている。今後、『易林本節用集』①②④の4本だけに焦点を置き、4本全巻の全ての漢字を調査の対象に入れ、諸本間に微視的な突き合わせを行い、徹底的に近世初期二体「節用集」の字体規範を捉えていく。

6. おわりに

本稿では近世初期に刊行の先後関係をもつ①慶長16年『節用集』、②元和・寛永初年頃『二体節用集』、③寛永6年『二体節用集』、④寛永15年『真草二行節用集』、⑤正保3年『真草二行節用集』、⑥慶安3年『真草二行節用集』の〈行草体〉と〈楷書体〉を二列併記する二体「節用集」6本を取り上げ、行草体に対応する形で付された楷書体の漢字字体に焦点を当て、『易林本節用集』に発する二体「節用集」が字体規範の面において、『易林本節用集』からどのような方向へ変わってゆくかを考察、分析した。結果は以下のようにまとめられる。

『易林本節用集』の字体規範は完全に正体に傾斜しており、俗体はわずかに見える。この状況は、初の二体「節用集」とされる①慶長16年『節用集』に、大きな変化が見られる。正体と俗体の割合の差は縮まってきて、俗体が正体に追いつくように見え、その勢いは衰えず、②元和・寛永初年頃『二体節用集』、③寛永6『二体節用集』を経て、④寛永15年『真草二行節用集』を境に、俗体の割合は正体を超えた。その後刊行された⑤正保3年『真草二行節用集』、⑥慶安3年『真草二行節用集』もこの趨勢で進んでいた。近世初期二体「節用集」の字体規範の一般的な傾向として、『易林本節用集』から二体「節用集」へ改変されていくとともに、正体が俗体にとって代わられていき、そして、その俗体の割合は、次第に増していくと指摘できる。

【参考文献】

- 配列は編著者名による50音図で、同一編著者名内では、発行年順になっているが、同年のものについては、アルファベットで区別した。現行字体を用いて表示した。
- 石塚晴通（1984）『図書寮日本書紀研究篇』汲古書店
- 石塚晴通（2000）「近世初期版本に於ける漢字字体の日本的標準」『訓点語と訓点資料』105
- 石塚晴通（2009）「漢字字体規範データベース（HNG）—敦煌写本の位置—」『敦煌・吐魯蕃出土漢文文書の新研究』東洋文庫
- 石塚晴通監修／高田智和・馬場基・横山詔一編（2016）『漢字字体史研究二 字体と漢字情報』勉誠出版
- 石塚晴通（2012）『漢字字体史研究』勉誠出版
- 今西浩子（1996a）「『易林本節用集』の漢字」『横浜市立大学論叢』人文科学系列

- 今西浩子 (1996b) 「『易林本節用集』の片仮名字体」『国語国文』65-5
- 今西浩子 (2000) 「古本節用集の解釈とその利用」『日本語学』19-11
- 北恭昭 (1975) 「易林と夢梅」『国語学』103
- 乾善彦 (1996) 「字注にみる易林本節用集の同字意識」『国語語彙史の研究』16
- 乾善彦 (1999) 「書体と規範——近世の漢字字体意識の一側面——」『国語学』199
- 乾善彦 (2003) 『漢字による日本語書記の史的研究』塙書房
- 上田萬年・橋本進吉 (1968) 『古本節用集の研究』(東京帝国大学文科大学紀要第2)の複製 勉誠社
- 柏原司郎 (1973) 「旧亀田文庫蔵「二体節用集(横本)」の版種について」『語学文学』11
- 亀井孝 (1949) 「小山板節用集の系統と価値」『国語と国文学』26-10
- 川瀬一馬 (1943) 『日本書誌学之研究』講談社
- 川瀬一馬 (1955) 『古辞書の研究』講談社
- 川瀬一馬 (2001) 『日本書誌学用語辞典』丸善雄松堂
- 菊田紀郎 (1987) 「節用集の漢字」『漢字講座7 近世のことばと漢字』明治書院
- 菊田紀郎 (2004) 「近世節用集」『日本語学』23-12
- 久保田篤 (2000) 「近世の節用集について」『日本語学』19-11
- 国語学会 (1980) 『国語学大辞典』東京堂出版
- 齊木正直 (2010) 「漢字字体研究の方法に関する一考察 —HNGの利用を通して—」『訓点語と訓点資料』124
- 笹原宏之・横山詔一・エリク＝ロング (2003) 『現代日本の異体字—漢字環境学序説』三省堂
- 笹原宏之 (2008) 『日本の漢字』岩波書店
- 佐藤喜代治 (1977) 『国語学研究事典』明治書院
- 佐藤茂 (1961) 「近世語における漢字・漢語使用上の易林本節用集(阿部)」『国語学研究』1
- 佐藤貴裕 (1990a) 「早引き節用集の流布について」『国語語彙史の研究』11
- 佐藤貴裕 (1990b) 「近世後期節用集における引様の多様化について」『国語学』160
- 佐藤貴裕 (1993) 「書くための辞書・節用集の展開」『月刊しにか』44
- 佐藤貴裕 (1996) 「近世節用集の記述研究への視点」『国語語彙史の研究』15
- 佐藤貴裕 (2008a) 「寿閑本節用集の意義: 慶長刊行節用集の記述のために (< 特

- 集>資料研究の現在)』『日本語の研究』4-1
- 佐藤貴裕 (2008b) 「易林本節用集研究覚書六題」『国語語彙史の研究』27
- 佐藤貴裕 (2009) 「近世節用集刊行年表稿」『書物・出版と社会変容』『書物・出版と社会変容』研究会
- 佐藤貴裕 (2011) 「近世節用集の典型形成期」『国語語彙史の研究』30 和泉書院
- 佐藤貴裕 (2012) 「近世節用集書名変遷考—字数と基称—」『国語語彙史の研究』31
- 佐藤貴裕 (2015) 「節用集の辞書史的研究の現状と課題」『日本語の研究』11-2
- 佐藤貴裕 (2017) 『節用集と近世出版』和泉書店
- 佐藤亨 (1988) 『咄本よりみたる近世初期言語の研究』桜楓社
- 白井純 (2004) 「易林本節用集と字体注記」『国語国文研究』126
- 島居清 (1958) 「易林本節用集について」『ビブリア』11
- 杉本つとむ (1985) 『漢字入門—『干祿字書』とその考察』早稲田大学出版部
- 杉本つとむ (1998) 『日本文字史の研究』八坂書房
- 高梨信博 (1984) 「草書本節用集について」『国文学研究』83
- 高梨信博 (1992) 「近世前期の節用集」『辻村敏樹教授古稀記念〕日本語史の諸問題〕明治書院
- 高梨信博 (1996a) 「『真草二行節用集』の版種」『国文学研究』119
- 高梨信博 (1996b) 「『真草二行節用集』諸版の本文と性格」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』42 (第三分冊)
- 高梨信博 (2005) 「漢字と字書」『朝倉漢字講座①漢字と日本語』朝倉書店
- 藤堂明保・加納喜光 (2005) 『学研新漢和大字典』学研研究社
- 中根勝 (1999) 『日本印刷技術史』八木書店
- 西崎亨 (1995) 『日本古辞書を学ぶ人のために』世界思想社
- 前田富祺 (1969) 「語彙研究資料としての節用集」『言語と文芸』66
- 村上雅孝 (1998) 『近世初期漢字文化の世界』明治書院
- 森末義彰 (1936) 「易林本節用集改訂者易林に就いて」『国語と国文学』13-09
- 安田章 (1983) 『中世辞書論考』清文堂
- 矢田勉 (2010) 「近世における漢字研究の方法」『神戸大学文学部紀要』37
- 山田忠雄 (1951) 「橋本博士以降の節用集研究」『国語学』56
- 山田忠雄 (1961) 『開版節用集分類目録』大東急記念文庫文化講座のための油印
- 山田忠雄 (1964) 「草書本節用集の版種」『ビブリア』29
- 山田忠雄 (1974) 『節用集天正十八年本類の研究』東洋文庫

- 和田恭幸 (2001) 「近世初期刊本小考」『江戸文学と出版メディア』笠間書院
蔡忠霖 (2002) 『敦煌漢文写卷俗字及其現象』文津出版社有限公司
裘錫圭 (2012) 『文字学概論』商務印書館
張涌泉 (1996) 『敦煌俗字研究』上海出版社

【調査資料】

配列は使用の先後により、資料名はすべて現行字体を用いて表示した。

- 慶長 16 年『節用集』：『節用集大系』第 3 卷
- 元和・寛永初年頃『二体節用集』（横本）
<https://repository.lib.gifu-u.ac.jp/handle/20.500.12099/54115>〔岐阜大学リポジトリより、2018 年 3 月 16 日確認〕
- 寛永 6 年『二体節用集』（横本）
http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=MA3-0085&PROC_TYPE=ON&SHOMEI=%E4%BA%8C%E8%BA%B0%E7%AF%80%E7%94%A8%E9%9B%86&REQUEST_MARK=%E3%83%9E%EF%BC%93%EF%BC%8D%EF%BC%98%EF%BC%95%EF%BC%8D%EF%BC%91%EF%BD%9E%EF%BC%92&OWNER=%E5%9B%BD%E6%96%87%E7%A0%94&BID=200010478&IMG_NO=163〔国文学研究資料館より、2018 年 3 月 16 日確認〕
- 寛永 15 年『真草二行節用集』
<https://repository.lib.gifu-u.ac.jp/handle/20.500.12099/74987>〔岐阜大学リポジトリより、2018 年 3 月 16 日確認〕
- 正保 3 年『真草二行節用集』
<https://repository.lib.gifu-u.ac.jp/handle/20.500.12099/54118>〔岐阜大学リポジトリより、2018 年 3 月 16 日確認〕
- 慶安 3 年『真草二行節用集』：『節用集大系』第 9 卷
- 『原刻本易林本節用集』：『天理図書館善本叢書節用集二種』・複製本
- 『字彙』和刻本辞書字典集成
- 『異体字弁』『正俗字例』『省文纂攷』『刊謬正俗字弁』『倭楷正訛』『同文通考』『正楷字覽』：『異体字研究資料集成』雄山閣出版発行
- 『宋元以来俗字譜』：『異体字研究資料集成』雄山閣出版発行
- 『敦煌俗字譜』：石門圖書出版

注

- 1) 『日本書誌学用語辞典』には「江戸初期刊本」の項目を立て、刊行の角度から文禄から寛永までの期間を「近世極初期」、寛永から慶安までの期間を「近世初期」と見做している。本稿では、この分け方を参考にし、「近世初期」を文禄（1593）から慶安（1652）に至るまでと考える。
- 2) 本稿における漢字の書体・字体・字形、及び字種概念は、石塚（2012）による。「書体：漢字の形に於いて存在する社会共通の様式。多くは其の漢字資料の目的により決まる。楷書・草書等。
字体：書体内において存在する一つ一つの漢字の社会共通の基準。
字形：字体内に於いて認識する一つ一つの漢字の書写（印字）された形そのもの。
字種：社会通念上同一のものとして認識され、一般的に音訓と意味が共通する漢字字体の総合。」
本稿では、漢字を字体として示すことを表す場合には〔 〕、字種としては《 》をつけ、区別することとする。
- 3) 上田・橋本（1968）は、慶長16年刊の『節用集』が漢字の字形の規範と実用書体を併示する真草二行表示を最初に導入した「節用集」と述べた。
- 4) 書肆情報は「近世節用集刊行年表稿」による。
- 5) 元和のもの、寛永のものとはせず、別の一時期のものと処理する。
- 6) 「近世節用集刊行年表稿」を見てみると、寛永年間の最初に刊行された二体「節用集」は寛永3年刊の横本『二体節用集』であるが、見当たらないという原因があって、それに次いで刊行された寛永6年の横本『二体節用集』を取り上げることにした。
- 7) 寛永15刊の『真草二体節用集』が〈真草〉を冠した初の二体「節用集」であるため、寛永年間最初に刊行されたものではないけれども、取り上げることにした。
- 8) ここで言う単字数は異なり字数を指す。②③の《生》が二回挙げられているのに対して、他の4本に同一漢字の再掲出が見られない。
- 9) 『国語学研究事典』に立てられる『宋元以来俗字譜』の項目で、「…本書は次に示す宋・元・明・清各代から計12種の通俗書を選択し、これらを資料として約1600字の楷書体に対する俗字を採輯したものである。…」と解説され、『宋元以来俗字譜』に取り上げられるものは、字体の変化に富むもの、逆に未収録のものがあまり字体の変化に乏しいものと見ることはできるだろう。
- 10) 杉本つとむ編『異体字研究資料集成』所収の近世の刊本は以上の7本の他、『異

字篇』『古今字様考』の2本も存在する。『異字篇』が各字体に対して、字体の記述が付されていないものが多く、『古今字様考』が書名どおり、「古」「今」字体の記述を目的とし、他の字体記述が少ないため、この2本を除外した。

- 11) 下記7本の書肆情報は矢田(2010)による。
- 12) 『字彙』に関して、杉本(1985)では、「…ことに後者(『字彙』)は江戸時代を通じて、日本人への漢字指導の原理的書物として、大いに注目しなければならない。和刻本などをはじめ、日本での『字彙』受容を考察することは重要な課題であり、改めて中国の辞書史との関連において考察すできであろう。」と述べ、近世における『字彙』の地位は贅言を要しないと思しい。
- 13) 『宋元以来俗字譜』と『敦煌俗字譜』は辞書と言えず、俗字を収集する俗字資料に該当するものである。収録された俗字は、ほとんど近世と年代的に一定の隔たりをもつ中国の古い時代に使われたもので、近世においても、同じく俗字として認められるかどうか問題であるけれども、当該字体が近世の各辞書と近世によく利用される『字彙』の正体と一致しなければ、これらの一群が、近世において、各辞書に収録しきれない俗体の可能性が高い。
- 14) 各辞書の間には、同一字体に対して、異なる字体価値を与えるものがたまに見られる。この場合は本稿では、大方の基準にしたがう。適宜、説明を付す。
- 15) この保留は本稿で定めた保留と違うので、取り立てて説明する。『字彙』に〔弥〕〔彌〕を両方見出しに掲げており、〔弥〕の注記に〈與彌同…〉と見える。『正楷字覧』は〔彌〕を見出しに採用し、注記に〈「弥」ニ作モヲナジ、俗字ト云ワズ〉とある。(「」に入れたのは原本では○で囲んである。以下『正楷字覧』の注記内の○を全てこのように処理する。)『同文通考』に立てられる譌字の項目に〈○弥 弥也弥俗彌字〉とある。この3本辞書の間、〔弥〕について、『字彙』と『正楷字覧』は〔彌〕と同様に使えるとの主旨が読み取れる。その上、『正楷字覧』には〔彌〕の俗体ではないと強調している。この2本から〔弥〕が具体的にどのような字体なのかかわからない。『同文通考』において〔弥〕を俗体としている。辞書間に齟齬が生じる際に、大方の基準をとるのを原則としたことを注14で述べたが、大方の基準は、「同」で、指すものが不明なので、保留とした。
- 16) 〔忙〕〔煩〕〔戴〕〔徒〕〔軍〕〔何〕が『字彙』、〔爭〕が『字彙』『異体字弁』『正俗字例』、〔最〕が『字彙』『正楷字覧』に正体とされる。
- 17) 〔呂〕を見出しに立て、注記に〈中ニ「ノ」アリ、下ノ「口」、上ヨリハ少シ大ニス、又「呂」ニカクハ省ナリ〉とある。〔呂〕は〔呂〕の省画字体とされている。

本稿では「省」を俗体の1種と扱う。以下、同。

- 18) 〔綺〕〔遑〕〔緝〕〔禱〕〔威〕は『字彙』、〔諫〕は『字彙』『正俗字例』、〔勇〕は『異体字弁』『正俗字例』『正楷字覧』、〔勢〕は『字彙』『正俗字例』『倭楷正訛』『同文通考』『正楷字覧』、〔熱〕は『字彙』『正俗字例』『正楷字覧』、〔寢〕は『字彙』『異体字弁』『正俗字例』『正楷字覧』に正体として記されている。
- 19) 『字彙』では〔虜〕を見出しに掲げ、注記に〈…俗从男非〉と見え、正体〔虜〕に対して、〔虜〕を俗体としている。
- 20) 『正楷字覧』に〔虜〕を見出しに掲げ、注記に〈中「田」ナリ、下ヲ「男」ニカクハ非、音リヨリ非〉とあり、正体〔虜〕に対して、〔虜〕は「非」としている。本稿において、「非」を俗体の1種と扱う。以下、同。
- 21) 『字彙』に〔没〕を見出しに掲げ、注記に〈…从 俗从爰誤〉と見え、正体〔没〕に対して、〔没〕を「誤」としている。本稿において、「誤」を俗体の1種と扱う。以下、同。
- 22) 『正楷字覧』に〔没〕を見出しに掲げ、注記に〈右ヲ「爰」ニツクルハ俗ナリ、又「爰」ニ作〉とあり、正体〔没〕に対して、〔没〕を俗体としている。
- 23) 『字彙』に〔諫〕を見出しに掲げ、注記に〈…俗从東誤〉とある。正体〔諫〕に対して、〔諫〕を「誤」としている。
- 24) 『正楷字覧』には〔勇〕を見出しに掲げ、注記に〈上ヲ「コ」ニカキ、次ハ「用」、下は「力」ナリ、「男」ニ非〉とある。正体〔勇〕に対して、〔勇〕を「非」としている。
- 25) 『同文通考』の譌字の項目に〈○勢 勢也 勢 同上〉とある。〔勢〕を「譌」としている。本稿において、「譌」を俗体の1種と扱う。以下、同。
- 26) 『字彙』に〔熱〕を見出しに掲げ、注記に〈…俗作 非〉とある。正体〔熱〕に対して、〔 〕を俗体としている。
- 27) 保留とされる6字体の中に〔帳〕は《帳》の1字体として掲出されているが、〔帳〕が《帳》の1字体とされるのが一般的で、誤掲か、あるいは「巾」と「巾」の混用による《帳》の異体字か、判断に迷うので、保留とする。残りの字体は当該字体が調査の資料に存在しない上、当該字体を構成する要素の異体関係も調査資料に見られないが、さらに中国俗字資料にも見出せないから、保留扱いとした。
- 28) 〔祝〕〔悵〕〔嗔〕〔聊〕〔未〕〔憤〕は『字彙』、〔寐〕〔雖〕〔出〕は『字彙』『正俗字例』『正楷字覧』、〔懷〕〔奈〕は『字彙』『正楷字覧』、〔急〕は『字彙』『異体字弁』『正俗字例』『正楷字覧』、〔師〕は『字彙』『異体字弁』『省文纂攷』『正楷

(20)

字覧、〔厭〕は『字彙』『正俗字例』、〔謂〕は『字彙』『倭楷正訛』、〔孰〕は『字彙』『異体字弁』『正俗字例』に正体とされている。

- 29) 『正楷字覧』に〔致〕を見出しに掲げ、注記に〈右ヲ「攵」ナリ、今ヲ「攵」、「攵」ニカキ、「攴」ニツクルハミナ非〉とある。正体〔致〕に対して、〔致〕を「非」としている。
- 30) 『正俗字例』『正楷字覧』が〔致〕を俗体としているのに対して、『字彙』はこの〔致〕を「正体」としている。同一字体に対して、字体の判定に齟齬が生じる際に、大方の判定基準に従う。この場合、〔致〕を収録する3本の辞書に、2本は俗体、1本は正体とされるが、大方の俗体の判定をとる。
- 31) 『正楷字覧』に〔致〕を見出しに掲げ、注記に〈右ヲ「攵」ナリ、今ヲ「攵」、「攵」ニカキ、「攴」ニツクルハミナ非〉と見える。正体〔致〕に対して、〔致〕を「非」としている。
- 32) 『正楷字覧』に〔寐〕を見出しに掲げ、注記に〈コノ「宀」ニ从フモノ、アママリテ、上ヲ「𠂔」ニツクル〉とある。正体〔寐〕に対して、〔寐〕を「誤」としている。
- 33) 『正楷字覧』に〔懷〕を見出しに掲げ、注記に〈右ノ上を「𠂔」ノ如クカキ、下ヲ「表」ノ如クスルハ非〉とある。正体〔懷〕に対して、〔懷〕を「非」としている。
- 34) 『正楷字覧』に〔急〕を見出しに掲げ、注記に〈中の「一」右へ出ル、「𠂔」「𠂔」ミナ俗ナリ〉とある。正体〔急〕に対して、〔急〕を俗体としている。
- 35) 『正楷字覧』に〔師〕を見出しに掲げ、注記に〈左ヲ「目」ニカクハ俗〉とある。正体〔師〕に対して、〔師〕を俗体としている。
- 36) 『字彙』に〔出〕を見出しに掲げ、注記に〈…俗从両山者非〉とあり、正体〔出〕に対して、〔出〕を俗体としている。
- 37) 『正楷字覧』に〔出〕を見出しに掲げ、注記に〈「山」ヲカサ子、「丨」上ヨリ下ヘトホル、又上ノ「山」下の「山」ヨリ少シ小ニカクモアリ、「山」ヲニツカサヌルハ俗〉とあり、正体〔出〕に対して、〔出〕を俗体としている。

(じよ もほう／本学大学院生、浙江農林大学講師)